

# 国内貨物総合保険

**FULL LINE**

フルライン



すべての物流プロセスを1つの保険で**フルサポート**

# 充実した補償で物流をフルサポート 貴社の国内物流は

国内貨物総合保険

**FULL LINE** で安心です!!  
フルライン

## この保険の特長は

### 特長 1

物流にあわせた**切れ目のない補償**を実現します。  
大きな安心をおとどけします。

### 特長 2

あらかじめ特定できない  
**倉庫や工場での保管・加工中も補償可能**です。  
物流の変化に備えます。

### 特長 3

**充実した各種費用補償特約**をご提案します。  
万一の費用支出に備えます。

### 特長 4

支払限度額を上限に**実際の損害の額をお支払い**します。  
比例てん補<sup>(※1)</sup>ではなく、実損てん補<sup>(※2)</sup>の保険です。

(※1) 損害の額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて保険金を支払う方式です。

(※2) 損害の額に対して保険金額を限度として保険金を支払う方式です。

### 特長 5

ご契約の**手続は年に一度**。いくつもの保険を  
手配する手間も保険の手配漏れの心配もありません。

# 物流リスクに対する備えは万全ですか？

## 物流リスクの簡易診断

### ケース 1

台風による水災で、商品に水濡れが発生。商品在庫に対して、火災保険に加入していたが、水災の補償を手配していなかったため、保険金が支払われなかった。

→「フルライン」によるオール・リスクの補償をご検討ください。

### ケース 2

全国各地の倉庫、工場がそれぞれ独自に保険を手配。いざ事故が発生してみると、補償内容にばらつきがあるだけでなく、肝心の損害を被った倉庫が無保険であることが判明。

→「フルライン」による一元管理をおすすめします。

### ケース 3

輸送中の事故は運送業者が必ず賠償してくれるものとお考えではありませんか？

- 貴社が起用している運送業者のトラックが追突され、貨物に損害が発生
- 貴社が起用している運送業者のトラックが土砂・落石等により押しつぶされ、貨物に損害が発生

運送業者には、原則賠償責任が発生しません。

- 貴社が起用している運送業者が手配する保険（賠償責任保険）の補償内容が十分ではないとき
- 貴社が起用している運送業者が、下請に輸送業務を委託している場合
- 貴社が起用している運送業者が、賠償請求に応じようとせず、訴訟の必要があるとき

運送業者から損害の額の回収に時間とコストがかかり、また100%回収できる保証はありません。

→「フルライン」を手配していれば安心です。

# FULL LINE は、原材料の仕入れから、商品の販売まで、

フルライン

## 貨物の損害を包括的に補償します。

### たとえば、こんなとき

貴社のリスクに **チェック**  を入れてみてください。

貴社に所有権がある間を対象とすることができます。

※ **輸送中・設置作業中以外は補償期間の設定が必要となります** ご注意ください。



原材料を輸送している内航船が沈没！積荷（原材料）に損害が発生してしまいました。



工場で火災発生！仕掛品が全焼してしまいました。

原材料の調達先



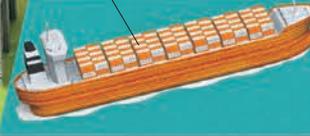
□ 輸送



□ 保管倉庫（原材料）



□ 輸送



□ 加工工場

保管中の原材料を誤って落下させてしまい原材料が破損してしまいました。

荷卸し中にフォークリフトの操縦ミスで貨物（半製品）に傷がついてしまいました。



部品を委託加工している工場が台風遭遇！部品が水浸しになってしまった。

□ 輸出港

輸出港で船積み前に高潮が発生！商品が海に流されてしまった。



倉庫に保管している商品が盗まれてしまった。

□ 加工の委託先

□ 保管倉庫（製品）



□ 輸送

集中豪雨によって、輸送中の商品が濡れてしまった。

商品の納入中に落下させてしまい商品にすり傷がついてしまった。



□ 販売店舗

お支払いする主な損害

- 火災・爆発
- 台風・洪水等の風水災
- 水濡れ
- 破損・まがり・へこみ
- すり傷・かき傷
- 盗難・不着
- トラック等の輸送用具の事故（衝突等）
- 積込み中、荷卸し中の事故 等

## 物流の実態にあわせて自由な設計が可能です。

基本補償である輸送中・設置作業中に加え、保管中や加工中等貴社の物流にあわせた保険設計が可能です。切れ目のない最適な補償をご提案します。

### 輸送中〈基本補償〉

輸送中の貨物に生じた損害を補償します。  
輸送中の貨物が偶然かつ外来的な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いするオール・リスク条件(\*)の保険です。

- 輸送中の支払限度額を設定いただけます。



### 設置作業中〈基本補償〉

貨物の搬入後、引き渡されるまでの期間における設置作業中や検収作業中の貨物に生じた損害を補償します。

- 貨物の搬入後、30日間を限度とさせていただきます。(輸送中の支払限度額が適用されます。)

(\*)一部お支払いできない損害があります。  
詳しくは5ページ「保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。

### 物流にあわせて補償期間を設定します。

物流にあわせてお選びください。

#### 保管中・加工中・店舗販売中の補償

各特定場所・不特定場所ごとに支払限度額を設定いただくことで以下の補償期間を設定することができます。

保 管 中: 自社倉庫・工場および委託先倉庫・工場で保管中の貨物に生じた損害を補償します。

加 工 中: 自社工場および委託先工場で加工中の貨物に生じた損害を補償します。

店舗販売中: 自社店舗および販売委託先店舗で店舗販売中の貨物に生じた損害を補償します。

#### 輸出貨物担保特約 (※)

輸出の目的をもって輸出本船・輸出航空機に積み込まれるまでの輸出貨物に生じた損害を補償します。ただし、別途外航貨物海上保険が手配されている場合、その外航貨物海上保険により補償される損害は除きます。

貿易取引においては、通常輸送途上で貨物に損害が発生した場合に、売主・買主どちらの当事者が危険を負担するかを、契約上定めています。FOB、CFRといった売買条件ではいずれも貨物が輸出本船に積み込まれるまでは、売主である輸出者が危険を負担することになります。この特約をセットすることでこの間に生じた貨物の損害を補償することができます。

(※)この特約はご選択いただいた場合のみ  
セットされます。  
(自動セットではありません。)

## 必要な費用補償をお選びいただけます。(オプション特約)

必要な費用特約をお選びください。

#### 残存物取片付け費用担保特約 (※)

フルラインで補償される損害発生時に、損害を受けた貨物の残存物取片付け費用や、廃棄に必要な費用の実費を補償します。

- 500万円を限度に費用保険金をお支払いします。

#### 臨時費用担保特約 (※)

フルラインで補償される損害発生時に、貨物の損害保険金(注)に加え臨時に生じる費用を補償します。

- 貨物の損害保険金(注)の10%または500万円のいずれか低い金額を臨時費用保険金としてお支払いします。

(注)費用補償および受託貨物賠償責任担保特約により支払われる保険金を除きます。

#### 検査費用担保特約 (※)

貨物の損傷の有無を確認するために必要となった検査に関連した費用の実費を補償します。

- 1回の事故について300万円を限度に費用保険金をお支払いします。

#### 納入継続追加費用担保特約 (※)

貨物に保険金を支払うべき事故が発生した際、取引先への納期を守るために追加で必要となった以下1)~5)の各種費用を補償します。

- 1) 代替品を取引先に納入するために要した原材料・資材・部品等の緊急調達(航空機による輸送を行う場合はこの費用を含みます。)に伴う割増費用の実費
- 2) 代替品を緊急納入するための製造に要した残業代等割増費用の実費
- 3) 緊急納入するための修理に要した割増修理の実費
- 4) 委託製造先に代替品の緊急製造を依頼するのに要した割増委託費用の実費
- 5) 取引先に代替品を緊急輸送(航空機による輸送を行う場合はこの費用を含みます。)するのに要した割増運賃の実費

- 貨物の損害保険金の20%または500万円のいずれか低い金額を限度に費用保険金をお支払いします。

#### 再梱包費用担保特約 (※)

フルラインで補償される危険の発生の結果、貨物の損害の発生の有無にかかわらず、保険の対象の梱包材を修繕、交換するために必要となった費用の実費を補償します。

- 1回の事故について200万円を限度に費用保険金をお支払いします。

(※)これらの特約はご選択いただいた場合のみセットされます。(自動セットではありません。)

# 保険の対象となる貨物(保険の対象)／保険金をお支払いする主な場合／ 保険金をお支払いしない主な場合

## 保険の対象

日本国内に所在する被保険者の商品(製品・半製品・仕掛品・原材料・副資材を含みます。)が補償の対象となります。ただし、この保険の対象とならない貨物(除外貨物)および補償内容が変更となる貨物がありますのでご注意ください。詳しくは6ページをご覧ください。

## 保険金をお支払いする主な場合

**偶然かつ外来的な事故により貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。**

☆具体的にこの保険でお支払いする主な場合は以下のとおりです。



火災・爆発



輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州



盗難・不着



すり傷・かき傷



破損・まがり・へこみ



雨・雪等の濡れ

## 保険金をお支払いしない主な場合

- ・保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害
- ・貨物の自然の消耗や性質・欠陥による損害(自然発火、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発等)
- ・荷造りの不完全による損害
- ・輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- ・運送の遅延による損害、間接損害(慰謝料・違約金等)
- ・戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫、公権力による処分による損害
- ・ストライキ、集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
- ・陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
- ・陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- ・原子核反応等による損害
- ・「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
- ・化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
- ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害

**「保管中」「加工中」「店舗販売中」「設置作業中」に生じた事故による以下の損害に対しても保険金をお支払いしません。**

- ・棚卸しの際に発見された数量の不足、紛失、その他原因不明の数量の不足による損害
- ・被保険者もしくは被保険者の取引先および保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の倒産またはこれに類似の事態に伴って発生した、窃盗、強盗、差押え、没収、債権者およびその関係者による自力救済行為等によって生じた損害
- ・「不特定保管場所」にある貨物について火災危険担保として契約する場合であっても、「不特定保管場所」である「営業倉庫」内にある貨物に対して倉庫寄託約款に基づく倉庫業者等による別の火災保険契約の手配が行われている場合、その火災保険で補償される損害。ただし、損害額がその火災保険で補償される額を超過するときに限り、その差額につき「不特定保管場所」の支払限度額の範囲内で保険金を支払います。
- ・「店舗販売中」に生じた万引きによる損害

**「加工作業工程(注1)」に生じた事故による以下の損害に対しても保険金をお支払いしません。**

- ・通常の加工作業で発生する不良品損害
- ・各種機械または設備の破損、故障、停止または変調による損害(注2)
- ・加工工程の欠陥、加工作業をほどこす保険の対象の設計上または瑕疵に起因する損害(注2)
- ・各種機械または設備の誤った作業設定および誤った操作による損害、各種機械または設備を用いない作業員の誤った加工作業による損害(注2)(ただし、オール・リスク担保条件あるいは破損・まがり損・へこみ損を補償している契約であり、補償内容が変更となる貨物に該当しない場合には加工作業中または構内移動中における保険の対象の落下、他物との衝突・接触による破損・まがり損・へこみ損については補償します。)
- ・電力の停止または異常な供給による損害(注2)

**「設置作業中」に生じた事故による以下の損害に対しても保険金をお支払いしません。**

- ・設置場所搬入日の翌日の午前0時から起算して30日を経過した後発生した損害
- ・設置作業、試運転作業上の拙劣および瑕疵による損害(注2)
- ・電気的事故および機械的事故による損害(注2)
- ・電力の停止または異常な供給による損害(注2)
- ・偶然外来の危険によらない保険の対象の破損、故障、停止または変調による損害(注2)
- ・保険の対象の設計上または瑕疵による損害(注2)

(注1)「加工作業工程」とは、特定加工工場または不特定加工工場において、最初の加工作業に着手した後、その工場において最後の加工作業を終了するまでの間をいいます。

(注2)これらの事由により火災・爆発が生じた場合におけるその火災または爆発によって生じた損害は補償します。

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

# この保険の対象とならない貨物(除外貨物) および補償内容が変更となる貨物／お見積もりにあたって

保険の対象とならない貨物

以下の貨物は保険の対象には含まれません。

- (1) 不動産
- (2) 什器・備品、社有車、レンタル用品(リース・デモ品等貸出中商品を含みます。)、販売目的でない所有品
- (3) 輸出の目的をもって保険証券記載の発送地における保管場所もしくは加工場所から搬出された時以降、またはその保管場所もしくは加工場所において貨物が輸送用具へ直ちに積み込む目的で最初に動かされた時以降、のいずれか早い時以降の貨物  
※対象とするためには特約が必要で、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- (4) 輸入本船もしくは輸入航空機から荷卸しを開始する前の貨物
- (5) お客さま(被保険者)に所有権がない貨物(受託品・預かり品等)  
※受託品・預かり品等を保険の対象に含める場合には、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- (6) 次の貨物のうち1点50万円を超えるもの  
宝石・貴金属類(形状が粒状の宝石・貴金属類については、『1点50万円』を『1梱包あたり50万円』と読み替えます。)、時計、毛皮、呉服、書画・彫刻等の美術品・骨董品類
- (7) 金・銀・白金の地金
- (8) 貨紙幣類・有価証券・新株券
- (9) 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これに類するもの
- (10) テープ、カード、ディスク、メモリその他これに付随するコンピューター用の媒体に記録されたプログラムおよびデータ。  
ただし、不特定多数のユーザー向け販売商品である個別包装された汎用ソフトウェア・プログラム等は除きます。

以下の貨物は補償の内容が変更されます。

貨物	補償内容
(1) 植木・苗・生花	・特定危険担保(注1)に従い補償します。 ・盗難、梱包1個ごとの不着を補償します。
(2) 自動車(自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車を含みます。)、クレーン車・ブルドーザー・ショベルカー・フォークリフト・ロードローラー・掘削用および杭打ち用自動車等の作業用特殊自動車、農耕作業用自動車、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、飛行機・ヘリコプター(ドローン等の無人の機器を含みます。)	・特定危険担保(注1)に従い補償します。 ・1台、1隻または1機ごとの盗難・不着を補償します。 ・ただし、積込・荷卸作業中における輸送用具との衝突・接触損害、自走中・自航中・自力飛行中に発生した損害は補償されません。
(3) ばら積み貨物(注2)	下記以外 ・特定危険担保(注1)に従い補償します。 ・盗難・不着(通常生じる目減りは除きます。)を補償します。 ・投入されるべきタンク以外の保管タンクへ誤投入されたこと、または投入されるべきタンクにある貨物と異なる種類の貨物を誤って輸送し、投入されるべきタンクに注入したことによって、貨物に生じた汚損を補償します。 ・パイプ・ライン(陸上タンクに付属するパイプ・ラインを除きます。 )からの漏出によって貨物に生じた損害を補償します。 液状貨物専用の輸送用具・収容設備(タンクローリー車のタンク等に積載・保管される貨物) ・上記に加え、輸送用具・収容設備の破損による汚損・漏損・汚染(貨物に水、その他の異物が混入した状態をいいます。)も補償します。
(4) 生動物	・特定危険担保(注1)により補償される事故による1個体ごとの死亡および共同海損分担額(注3)を補償します。
(5) 屋外設置の自動販売機内収容商品	・オール・リスク条件に従い補償します。 ・1事故あたりの支払限度額100万円
(6) 冷凍・冷蔵・保温・保冷貨物	上記(1)から(5)に該当しない貨物 ・オール・リスク条件に従い補償(腐敗・品質劣化損害を除きます。)します。 温度変化による損害については次のア. からウ. の事由によって生じた損害を補償します。(ただし、いかなる場合も、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた温度変化損害は補償されません。) ア. 火災、爆発または輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州 イ. 冷凍・冷蔵・保温・保冷のために使用されている機械・装置の破損・故障(注4) ウ. 冷凍・冷蔵・保温・保冷するコンテナまたは収容設備の破損・故障(上記イ. の機械・装置を除きます。) 上記(1)から(5)のいずれかに該当する貨物 ・上記(1)～(5)の貨物において補償される損害(腐敗・品質劣化損害を除きます。 )に加え、温度変化による損害(注5)については次のア. からウ. の事由によって生じた損害を補償します。(ただし、いかなる場合も、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた温度変化損害は補償されません。) ア. 火災、爆発または輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州 イ. 冷凍・冷蔵・保温・保冷のために使用されている機械・装置の破損・故障(注4) ウ. 冷凍・冷蔵・保温・保冷するコンテナまたは収容設備の破損・故障(上記イ. の機械・装置を除きます。)
(7) 野積み中の貨物(注6)	・上記(1)～(6)の貨物における補償内容にかかわらず、特定危険担保(注1)に従い補償します。

- (注1) 火災・爆発もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損犠牲性損害に対して保険金をお支払する条件をいいます。  
(注2) 液状、粉状、粒状、気状、泥状、結晶状、塊状、棒状等の形状で、個数によらず重量または容積により取引が行われる貨物であり、梱包をせずに輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物をいいます。ただし、「保管中」「加工中」「店舗販売中」「設置作業中」の場合は、「梱包をせずに輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物」を「梱包をせずに、そのままもしくは収容設備(タンク等)内で、保管される貨物」に読み替えます。  
(注3) 運送契約に定めた法令またはヨーク・アントワープ規則もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき額をいいます。  
(注4) 「故障」には「変調」を含みます。  
(注5) (6)「冷凍・冷蔵・保温・保冷貨物」のうち(4)「生動物」にも該当する貨物については、「温度変化による損害」を「温度変化による1個体ごとの死亡による損害」に読み替えます。  
(注6) 建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物や基礎のない仮設テント倉庫での保管中は、野積みとみなします。ただし、ア. からウ. に該当する場合は、野積み中の貨物とはみなしません。  
ア. トラックターミナルや物流センター等の建築物、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナ・収容設備(タンク等)内で保管されている場合  
イ. 通常の輸送過程における一時的な輸送待ち、仕分け、積替え作業中の場合  
ウ. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれも、野積みされている事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合

お見積もりにあたって

お見積もりにあたっては次の事項をお知らせください。

- (1) 保険の対象貨物:形状・特性・荷姿・価格等。加工作業が含まれる場合は原材料・仕掛品・製品ごとの価格。
- (2) 物流実態:物流の全体像。特に加工作業が含まれる場合にはその作業内容。
- (3) 特定場所:特定場所ごとの名称・所在地・構造・火災保険の手配状況。
- (4) 支払限度額:
  - ①輸送中:1輸送あたりの予想最大積載額
  - ②保管・加工中・店舗販売中(特定場所):各特定場所ごとの予想最大在庫額、平均在庫額
  - ③保管・加工中・店舗販売中(不特定場所):1事故および不特定場所期間中通算の支払限度額
- (5) 保険料算出の基礎数値:保険料のお見積もりに必要な、年間輸送額・在庫額・売上高等。
- (6) その他保険設計に必要な事項:必要な特約、事故歴等。

## ご契約時にご注意いただきたいこと

### 1. 保険契約者および被保険者についてご確認ください

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。また、被保険者(保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等)の設定についてもあわせてご確認ください。

### 2. 申し込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

#### (1) 商品の仕組み

国内貨物総合保険(フルライン)は保険契約期間を定めて契約する運送保険です。保険契約期間中に生じた偶然・外来の事故による損害をオール・リスク条件で補償します。基本補償である輸送中・設置作業中に加え、オーダーメイドで、被保険者の国内所有商品(製品・半製品・仕掛品・原材料・副資材を含みます。)\*を対象に、保管中・加工中等の危険に対して物流にあわせた切れない補償をご提供します。

#### (2) 補償内容

- ① 保険金をお支払いする主な場合  
「保険金をお支払いする主な場合」(5ページ)をご確認ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合  
「保険金をお支払いしない主な場合」(5ページ)をご確認ください。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

この商品には、ご契約時にお申出があり、当社が承認する場合にセットできる特約(オプション特約)があります。主な特約は、「オプション特約」(4ページ)をご確認ください。なお、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

#### (4) 保険の対象

日本国内に所在する被保険者の商品(製品・半製品・仕掛品・原材料・副資材を含みます。)\*が補償の対象となります。この保険の対象とならない貨物(除外貨物)および補償内容が変更となる貨物については6ページをご確認ください。

#### (5) 保険契約期間

標準的な保険契約期間は1年間です。

#### (6) 引受条件

ご契約の際は以下の項目を取り決めさせていただきます。

- ① 保険の対象貨物
- ② 輸送区間および輸送用具
- ③ 特定場所
- ④ 保険価額(保険金額)
- ⑤ 保険料算出の基礎数値(年間輸送額、売上高、在庫額等)

- ⑥ 支払限度額
  - ⑦ 保険料のお支払方法
  - ⑧ ご通知いただく内容・回数・期日等
- 保険条件、セットする特約等お客様のニーズにあわせて個別にオーダーメイドにて設定させていただきます。  
ご契約いただく引受条件については、保険申込書にてご確認ください。

#### (7) 保険料

保険料は、前記(6)の引受条件によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

#### (8) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込み一時払と複数回に分けて払い込み分割払があります。一時払保険料が20万円未満のご契約を分割払とする場合には、5%の割増が適用されます。保険料を分割して払い込んでいただく場合は、第2回目以降のそれぞれの分割保険料を所定の支払期日までに払い込んでください。払込みがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除する場合があります。一時払保険料または第1回分割保険料を口座振替で払い込んでいただく場合は、これらの保険料は保険契約期間の開始する月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には保険金をお支払いできない場合があります。

#### (9) 満期返れい金・契約者配当金

国内貨物総合保険(フルライン)には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### (10) 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じた、解約返れい金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じた払い込まれるべき保険料について、追加請求が生じる場合があります。

### 3. ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります。(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

## ご契約後にご注意いただきたいこと

### 1. 事故が発生した場合の手続

事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

### 2. ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

#### (1) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また、保険料を追加で請求もしくは返還させていただきます場合もあります。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

① 保険の対象の変更	保険の対象を変更するとき。
② 輸送用具の変更	輸送用具を変更するとき。
③ 輸送区間の変更	輸送区間(発送地・仕向地)を変更するとき。

#### (2) 他にご連絡いただくべき主な事項(契約条件の変更他)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要になりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。ただし、②の契約条件を変更する場合にはあらかじめご連絡いただき当社の承認を得る必要があります。

① 保険契約者の代表者名・住所・電話番号等の変更	保険証券記載の保険契約者の代表者名・住所・電話番号等を変更するとき。
② 契約条件の変更	特約の追加・削除、特定場所の追加・削除、支払限度額等の契約条件を変更するとき。

#### (3) ご契約を解約するとき

保険契約を解約される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

## その他ご注意くださいこと

### <保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)\*またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### <共同保険>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳細は当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは「国内貨物総合保険(フルライン)」の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特別約款・特約条項(このパンフレットでは、特別約款・特約条項を特約と記載しています。)\*によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特別約款・特約条項等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

### 保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」  
**0120-632-277(無料)**

「チャットサポートなどの各種サービス」



こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

### 万一、事故が起こった場合は

マリン事故連絡ダイヤル(24時間365日)までご連絡ください。

「マリン事故連絡ダイヤル」

**0120-258-637(無料)**

\*平日9:00~17:00にお電話いただいた場合は当社担当部署に直接つながります。それ以外の時間帯では、マリン事故連絡ダイヤルにつながりますが貨物保険(運送保険・貨物海上保険)にかかわる専門のスタッフがおりませんので、申し訳ございませんが担当者への事故連絡のお取り次ぎのみとさせていただきます。追って当社担当からご連絡させていただきます。

### 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808**【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

## 三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉 こちらから

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶

〈お客さまデスク〉 0120-632-277(無料)



● ご相談・お申込先